

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○調理師法施行細則の一部を改正する規則	国保・健康増進課
○栄養士法施行細則の一部を改正する規則	〃
◎ 訓 令	
○長崎県職員の記章に関する規程の一部改正	人 事 課
◎ 告 示	
○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正	経 営 支 援 課
・漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・道路の区域変更（2 件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（3 件）	〃
◎ 公 告	
・土地改良区の定款変更の認可（2 件）	農 村 整 備 課
・一般競争入札の実施	教育環境整備課
◎ 公安委員会告示	
・駐車監視員資格者講習の実施	交 通 指 導 課

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第50号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年長崎県規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条、第6条関係）

調理師名簿訂正及び免許証書換交付申請書

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

下記のとおり調理師名簿登録事項に変更を生じたので、名簿訂正の上、調理師免許証を書き換えて交付するよう、調理師法施行令第11条第1項及び第13条第1項の規定により申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 (国 籍)		
ふ り が な 氏 名		
	(旧姓)	(旧姓)
旧 姓 併 記 の 希 望		有 ・ 無
通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

4 変更年月日 年 月 日

5 変更理由

備考1 調理師免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。

2 用紙の大きさは、A4とすること。

3 この様式は、九州各県（熊本県、沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所 〒

ふりがな
氏 名

電話番号

登録者との続柄

下記のとおり調理師名簿登録の消除をするよう、調理師法施行令第12条の規定により申請します。

記

1 本籍地都道府県名(国籍)

2 ふりがな
氏 名

3 生年月日 年 月 日

4 登録番号及び登録年月日 第 号 年 月 日

5 消除を申請する理由

- 備考 1 調理師免許証を添付すること。ただし、調理師免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。
- 2 死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、A4とすること。
- 4 この様式は、九州各県（熊本県、沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第7条関係）

調 理 師 免 許 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

ふりがな
氏 名

性 別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日

電話番号

下記の調理師免許証を（ 破った ・ 汚した ・ 失った ）ので、調理師法施行令第14条第1項の規定により、調理師免許証の再交付を申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 本籍地都道府県名（国籍）

備考1 該当する文字を○で囲むこと。

2 調理師免許証を破ったとき又は汚したときは、その調理師免許証を添付すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

4 この様式は九州各県（熊本県、沖縄県を除く。以下同じ）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第51号

養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和36年長崎県規則第84号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

栄 養 士 免 許 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 様

本籍地都道府県名（国籍）

住 所 〒

ふりがな
氏 名

性 別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日

電話番号

栄養士法施行令第1条第1項の規定により、下記のとおり栄養士免許を申請します。

記

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 有 ・ 無
（有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を次に記入すること。）

- 2 栄養士法第1条に規定する業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有 ・ 無
（有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。）

- 3 旧姓併記の希望の有無 有 ・ 無

- 4 希望する旧姓又は通称名

備考1 該当する文字を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、A4とすること。

3 この様式は、九州各県（熊本県、沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請書

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

下記のとおり変更を生じたので、栄養士法施行令第3条第1項及び第5条第1項の規定により、栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付を申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 (国 籍)		
ふ り が な 氏 名		
	(旧姓)	(旧姓)
旧 姓 併 記 の 希 望		有 ・ 無
通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

4 変更年月日 年 月 日

5 変更理由

備考1 該当する文字を○で囲むこと。

2 栄養士免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

4 この様式は、九州各県（熊本県、沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

栄 養 士 名 簿 登 録 抹 消 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所 〒

氏 名

（本人との続柄 ）

電話番号

栄養士法施行令第4条第1項の規定により、下記のとおり栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名（国籍）
- 4 ふりがな
氏 名
- 5 性 別 男 ・ 女
- 6 生年月日 年 月 日
- 7 抹消理由の生じた年月日 年 月 日
- 8 抹消理由 （ 死亡 ・ 失踪 ・ その他 ）

備考1 該当する文字を○で囲むこと。

- 2 栄養士免許証を添付すること。ただし、栄養士免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。
- 3 抹消理由が死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本若しくは抄本、死亡診断書又は失踪の宣告を受けたことを証する書類を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、A4とすること。
- 5 この様式は、九州各県（熊本県、沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

栄 養 士 免 許 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 〒

ふりがな
氏 名

性 別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日

電話番号

下記の栄養士免許証を（ 破った ・ 汚した ・ 失った ）ので、栄養士法施行令第6条第1項の規定により、栄養士免許証の再交付を申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 本籍地都道府県名（国籍）

備考1 該当する文字を○で囲むこと。

2 栄養士免許証を破ったとき又は汚したときは、その栄養士免許証を添付すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

4 この様式は九州各県（熊本県、沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

訓 令

長崎県訓令第13号

本 庁
地方機関

長崎県職員の記章に関する規程（平成3年長崎県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月22日

長崎県知事 中村 法道

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

告 示

長崎県告示第800号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和 2 年12月11日から適用する。ただし、別表(3)イについては、令和 2 年12月 1 日保証承諾分から適用する。この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
別表（第 3 条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 略 イ 緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応） <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>取扱期間</td><td>令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに保証申込を受付し、かつ、令和 3 年 5 月 31 日までに融資実行された分まで</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		取扱期間	令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに保証申込を受付し、かつ、令和 3 年 5 月 31 日までに融資実行された分まで	略		別表（第 3 条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 略 イ 緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応） <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>取扱期間</td><td>令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年12月 31 日までに保証申込を受付し、かつ、令和 3 年 1 月 31 日までに貸付実行された分まで</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		取扱期間	令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年12月 31 日までに保証申込を受付し、かつ、令和 3 年 1 月 31 日までに貸付実行された分まで	略	
略													
取扱期間	令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに保証申込を受付し、かつ、令和 3 年 5 月 31 日までに融資実行された分まで												
略													
略													
取扱期間	令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年12月 31 日までに保証申込を受付し、かつ、令和 3 年 1 月 31 日までに貸付実行された分まで												
略													
(4) 略	(4) 略												

長崎県告示第801号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により、公示する。

令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

加 入 区	漁 業 の 区 分
橘湾東部加入区	中型まき網漁業(使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう)
橘湾東部加入区	小型合併漁業(主として敷網を営む漁業)

長崎県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路 線 名 上志佐今福停車場線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市志佐町赤木免字赤木394番 1 地先から 松浦市志佐町赤木免字赤木395番 1 地先まで	前	6.2～8.4	33.3	
	後	7.0～24.8	33.3	

長崎県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び杵岐振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路 線 名 382号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（杵岐市石田町池田東触字船底672番26地 先）から 官公有無番地先（杵岐市石田町印通寺浦字祝町373番 2 地 先）まで	前	9.5～13.6	127.7	
	後	10.2～14.3	127.7	

長崎県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 雲仙千々石線	雲仙市千々石町庚字白木原4958番34地先から 雲仙市千々石町庚字白木原4958番 5 地先まで	令和 2 年12月22日

長崎県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び杵岐振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	官公有無番地先(壱岐市石田町池田東触字船底672番26地先)から 官公有無番地先(壱岐市石田町印通寺浦字祝町387番 1 地先)まで	令和 2 年12月22日

長崎県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 松島循環線	西海市大瀬戸町松島内郷字蛭子屋敷1390番 2 地先から 西海市大瀬戸町松島内郷字波戸ノ元1360番 1 地先まで	令和 2 年12月22日

公 告**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和 2 年 3 月 27日総会議決）について、次の事項を除いて認可した。

令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 横手土地改良区

認可年月日 令和 2 年12月14日

認可しなかった事項 定款附則に「この定款に定める役員に関する事項は、この定款の認可後の役員改選から適用する。」を追加する変更

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和 2 年 5 月 25日総会議決）を認可した。

令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 三川内土地改良区

認可年月日 令和 2 年12月11日

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 2 年12月22日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項**(1) 購入件名及び数量**

- ① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）
予定契約電力 2,262kW、予定使用電力量 3,766,068kWh
- ② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）
予定契約電力 2,698kW、予定使用電力量 4,142,107kWh
- ③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）

予定契約電力 2,221kW、予定使用電力量 3,684,755kWh

④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）

予定契約電力 1,756kW、予定使用電力量 2,781,414kWh

(2) 特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 供給場所

長崎県教育委員会が所管する施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、仕様書別表3・4に示す予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した単価により、入札内訳書（様式任意）に記載している公費分のみの予定契約電力及び予定使用電力量に応じて算出した金額とする。なお、入札書の提出にあたっては、算出の内訳となる入札内訳書（様式任意）を別途添付すること。（入札書記載額の詳細については、入札説明書別紙参照。）

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。

(4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和2年10月13日改定）に基づく資格を得ていること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) この公告の日から10の開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(7) この公告の日から10の開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部管財課（施設班）

（電話）095-824-1111（内線3000）

（提出期限）令和3年2月8日 午後5時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

(2) 前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課

(電話) 095-895-2512

(提出期限) 令和3年2月8日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)で行うこと。

4 入札参加条件

(1) 当該施設の電力需要に対して供給可能であること。

(2) この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加申請書を令和3年2月12日(金)17時00分までに5の部局等に提出すること(書留郵便により、受領期限内必着のこと)。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県教育庁教育環境整備課(県立学校管理班)

(電話) 095-894-3323 内線5732

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和3年2月8日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。(郵送可)

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 5の部局等とする。

(2) 受領期限 令和3年2月17日 午後5時まで

(3) 提出方法 直接又は郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(開札日時) 令和3年2月18日 午後1時30分開始

購入件名	開始時間
① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(長崎地区)	13:30
② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県北地区)	13:50
③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県央地区)	14:10
④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県南・五島地区)	14:30

(開札場所) 長崎市尾上町3-1 長崎県庁(行政棟)7階会議室701会議室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

開札に代理人が立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に立ち会うことができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (11) 誤字、脱字、入札内訳書（様式任意）の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、単価契約とする。
 - (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (5) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities(Nagasaki area)
Contract:2,262kW, Estimated volume of electricity: 3,766,068kWh.
 - ② Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities.(Kenhoku area).
Contract:2,698kW, Estimated volume of electricity: 4,142,107kWh.
 - ③ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities.(Kenou area).
Contract:2,221kW, Estimated volume of electricity: 3,684,755kWh.
 - ④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities.(Kennan and Goto area).
Contract:1,756kW, Estimated volume of electricity: 2,781,414kWh.
 - (2) Period of supply:
From 1 April 2021 through 31 March 2022
 - (3) Place of supply:
 - ① Nagasaki Prefectural high school in Nagasaki area
 - ② Nagasaki Prefectural high school in Kenhoku area
 - ③ Nagasaki Prefectural high school in Kenou area and Nagasaki Prefectural Education Center

- ④ Nagasaki Prefectural high school in Kennan and Goto area
- (4) Time-limit for tenders:
5:00 p.m. 17 February 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:
- ① Nagasaki area: 1:30 p.m. 18 February 2021
- ② Kenhoku area: 1:50 p.m. 18 February 2021
- ③ Kenou area: 2:10 p.m. 18 February 2021
- ④ Kennan and Goto area: 2:30 p.m. 18 February 2021
- (6) Contact point for the notice:
Educational Environment Improvement Division, Education Bureau, Nagasaki Prefectural Government
3 - 1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN
Tel.095-894-3323 Ext.5732

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イの規定に基づく駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、確認事務の委託に関する事務取扱規則（平成17年長崎県公安委員会規則第12号）第12条の規定により、次のように公示する。

令和2年12月22日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 実施期日

(1) 講習

令和3年2月9日（火）及び同月10日（水）の午前9時から午後5時10分までの間

(2) 修了考査

令和3年2月19日（金）午前9時30分から午前10時30分までの間

2 実施場所

(1) 講習

長崎県長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部3階 第3会議室

(2) 修了考査

長崎県長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部3階 第3会議室

3 受講定員

5人

4 受講手続に関する事項

(1) 受講申込みの受付期間

令和3年1月12日（火）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、受講申込みの受付は先着順とし、受講定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(2) 提出書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもの）1枚

ウ 講習手数料20,000円（受講申込みの際に長崎県収入証紙により納付すること。なお、受講申込みの受付後は、手数料は返還しない。）

(3) 申込書の配布場所、提出先及び提出方法

ア 配布場所

長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室（所在地は5(6)参照）又は長崎県内の各警察署の交通課若

しくは地域交通課

イ 提出先

前記アに同じ。

ウ 提出方法

前記(2)の提出書類等に必要事項を記載し、受講者本人が申し込むこと。ただし、郵送による申込みは受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が申込みを行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

(4) 申込み時の受講者確認

受講者本人確認のため、運転免許証又は写真付き身分証明書を持参すること。

なお、代理人が申込みを行う場合は、受講者本人の運転免許証又は写真付き身分証明書の写しを持参すること。

5 その他

(1) 講習の受付時間は、両日とも午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 修了考査の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。

(3) 修了考査の終了後、合格発表及び合格者に対する駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を行う。

(4) 講習と併せて、法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定の審査も受け付けるので、希望する者は下記(6)の問合せ先に問い合わせること。

(5) 講習の資格要件

講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(6) 問合せ先

長崎県長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室

電話 095-820-0110 内線 5261～5265（平日午前9時から午後5時45分までの間）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
一一
四一

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クブリ
宏リ
弥ト